１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４９５））
２．日　時：平成２９年１１月２０日　１３時３０分～２０時３０分
３．場　所：原子力規制庁　８階Ａ会議室
４．出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室　副室長（他５名）

５．要旨

（１）日本原子力発電株式会社から、11 月７日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、冷却するための設備」、「51 条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」、「56 条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」及び「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【51条設備／手順1.8】

○　ペデスタル床上1.1mに設置する「気相部温度計」を自主設備としているが、重大事故等対処設備としていない理由を整理して提示すること。
○　気相部温度計の上部に設置する輻射熱抑制版の設置目的、設置効果及び悪影響について整理して提示すること。

【56条設備／手順1.13】

○　残留熱除去系海水系の配管を内包する二重管のルート図を示し、二重管のルートと原子炉建屋西側接続口及び同東側接続口の位置関係を示すこと。
○　添付資料 1.13.4 について、代替淡水貯槽及び西側淡水貯水設備の設計管理値について記載すること。
○　可搬型代替注水大型ポンプと可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）は予備を兼用するとしているが、予備の個数の記載方法について整理して提示すること。
○　可搬型設備により水を供給する場合は西側淡水貯水設備を優先的に使用することを整理して提示すること。

○　添付資料 1.13.1　審査基準、基準規則と対処設備との対応表（10/10）における「b）複数の淡水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）が確保されていること。」に対する適合方針について、自主設備である復水貯蔵タンク等との関係を整理して提示すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

６．その他

提出資料：

・なし